

消費生活相談員 大募集！

(令和2年4月～)

消費生活相談員とは、
市民からの消費者
トラブルの相談を
受けるお仕事だよ。

社会貢献度が高い！市民から感謝される！
だから、やりがいあり！

ご相談された市民から、たくさんの感謝の言葉をいただいています。

あきらめかけてたけど、相談員
さんの助言のおかげで解決
できた！感謝！



大切な教訓を教えてもらったよ！
相談員さんはとっても心強い！

上大岡駅直結徒歩3分！
便利なビルだよ



オフィスもきれい、トイレもとっても清潔でキレイ



楽しいランチタイム。
外にはおいしいお店も
たくさんあるよ。



政府インターネットテレビで紹介されました。

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg19983.html>

応募の詳細は次ページ以降をご覧ください。

消費生活相談に関するアルバイト募集のお知らせ

(日給制、週2～3日程度)

公益財団法人横浜市消費者協会

消費生活相談に関する業務補助アルバイトを 募集します！定員に達するまで随時受付（郵送のみ）

■雇用期間 採用決定後～令和2年6月30日まで
(勤務状況等により契約更新の可能性あり)

公益財団法人横浜市消費者協会が指定管理者として管理運営する横浜市消費生活総合センターに勤務する消費生活相談に関する業務補助アルバイトを募集します。

オフィスは市営地下鉄、京浜急行「上大岡」駅直結徒歩約3分のオフィスタワービルにあり、通勤便利です。また周辺にはデパート、ショッピングモールなどもあり、買い物にも便利です。

- 1 採用人数
若干名
- 2 応募の条件
消費生活問題に興味・関心のある方
※消費生活相談員資格、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー若しくは消費生活コンサルタントの資格取得者はなお可
- 3 主な業務
消費生活相談に関する業務補助（電話の取次ぎ、来所相談、メール相談等の業務補助）
- 4 求められるスキル
(1) 親切で丁寧な電話対応能力
(2) ワード、エクセルによる文書作成に必要な知識・技術
- 5 雇用内容、勤務条件

(1)	身 分	公益財団法人横浜市消費者協会 アルバイト（日給制）
(2)	勤 務 場 所	横浜市消費生活総合センター 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4F (横浜市営地下鉄線/京浜急行線 横浜駅から10分程度「上大岡駅」徒歩3分)
(3)	雇 用 期 間	採用決定後から令和2年6月30日 (勤務状況等により契約更新の可能性あり)
(4)	報 酬 等	①資格のない方 日額7,800円(1,200×6.5h) 通勤費支給 ②消費生活相談員資格、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー若しくは消費生活コンサルタントの資格を取得している方 日額8,450円(1,300×6.5h) 通勤費支給
(5)	勤 務 日	週2～3日程度（応相談）

(6)	休暇・休日	祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）、土・日
(7)	勤務時間	午前8時45分～午後4時15分 （昼休憩1時間）
(8)	社会保険	労災保険

6 提出書類

下記あてに、以下の書類を同封のうえ、郵送してください。

- (1) 履歴書：JIS規格の様式例に基づいた履歴書に自筆で記入してください。
- (2) 返信用封筒1枚：返信先を明記し、84円切手を貼付。選考結果等をお知らせします。

提出期限：随時受付（郵送のみ）

《あて先》
〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー4階 横浜市消費生活総合センター内
公益財団法人横浜市消費者協会 アルバイト募集担当あて

7 選考方法

- (1) 第一次選考（書類審査）
結果は応募書類到着後概ね10日以内に電話で連絡します。
- (2) 第二次選考（個人面接）

8 その他

- (1) この選考において提出された書類は一切お返ししません。
- (2) 選考に関する問合せは、下記で受け付けます。選考結果等に関する問合せに応じることはできません。Eメールでのご質問等をご遠慮ください。
- (3) いただいた個人情報は、当選考を行うために使用し、これ以外の目的では使用しません。

《問合せ先》

公益財団法人横浜市消費者協会 「消費生活相談に関するアルバイト（日給制）募集担当」
大澤・鈴木

電話 045-845-7722（午前8時45分～午後5時30分）

■横浜市消費生活総合センターホームページ

<https://www.yokohama-consumer.or.jp/>